

ID: 223

担当部署: 都市整備課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町営住宅管理条例 第43条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第43条の規定による。 (使用料)</p> <p>第43条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日